

目黒区介護保険条例の一部を改正する条例案の補足説明資料

1 経緯

介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）の改正により、平成 26 年 4 月消費税率引き上げ分を財源とする公費を投入し、平成 27 年度から低所得者の保険料軽減を実施している。

令和元年 10 月に予定されている消費税率 10%への引き上げに伴い、低所得者の更なる保険料軽減を図るため、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 118 号）及び介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部を改正する省令（平成 31 年厚生労働省令第 54 号）が平成 31 年 4 月 1 日から施行された。

これに伴い、低所得者の保険料率の特例を拡充するため、目黒区介護保険条例の一部を改正する必要が生じたものである。

2 改正内容

- 所得段階の第 1 段階及び第 2 段階について、保険料基準額に対する算定率を 0.45 から 0.375 に軽減する。
- 所得段階の第 3 段階について、保険料基準額に対する算定率を 0.60 から 0.475 に軽減する。
- 所得段階の第 4 段階について、保険料基準額に対する算定率を 0.70 から 0.675 に軽減する。

所得段階	軽減措置前		既存の軽減措置後 平成 27 年 4 月～		軽減強化後 平成 31 年 4 月～	
	算定率	保険料額	算定率	保険料額	算定率	保険料額
第 1 段階	0.50	37,440 円	0.45	33,696 円	0.375	28,080 円
		3,120 円	△0.05	2,808 円	△0.125	2,340 円
第 2 段階	0.50	37,440 円	0.45	33,696 円	0.375	28,080 円
		3,120 円	△0.05	2,808 円	△0.125	2,340 円
第 3 段階	0.60	44,928 円	0.60	44,928 円	0.475	35,568 円
		3,744 円		3,744 円	△0.125	2,964 円
第 4 段階	0.70	52,416 円	0.70	52,416 円	0.675	50,544 円
		4,368 円		4,368 円	△0.025	4,212 円
基準額	1.00	74,880 円	1.00	74,880 円	1.00	74,880 円
第 6 段階		6,240 円		6,240 円		6,240 円

【凡例】算定率：上段は算定率、下段があるものは軽減率

保険料額：上段は年間保険料額、下段は平均月額

以 上

介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化

参考資料

介護保険の1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し低所得の高齢者の保険料の軽減を強化

①一部実施（平成27年4月）
市町村民税非課税世帯のうち 特に所得の低い者を対象（65歳以上の約2割）

②完全実施（平成31年10月）
市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施（65歳以上の約3割）
【実施時所要見込額（満年度）約1,600億円（公費ベース※）】平成31年度予算案ベース

	保険料基準額に対する割合
第1段階	0.5 → 0.45

	保険料基準額に対する割合	
第1段階	0.45	→ 0.3
第2段階	0.75	→ 0.5
第3段階	0.75	→ 0.7

※公費負担割合
国1/2、都道府県1/4
市町村1/4

